

## **[事案 2023-324] 新契約取消等請求**

・令和6年12月17日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人の説明不十分等を理由に、契約の取消し等を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

令和4年8月に代理店を通じて契約し、令和5年6月に解約した養老保険について、以下等の理由により、契約を取り消して、既払込保険料と解約返戻金等との差額を支払ってほしい（請求①）。それが認められない場合には、入院一時金相当額を支払ってほしい（請求②）。

(1) 請求①について、募集時に募集人から、満期保険金および解約返戻金が払込保険料を下回る旨の説明がなく、払込保険料以上の金額が戻る保険であると誤信した。

(2) 請求②について、募集時に、1日だけ入院しても入院一時金を受け取ることができること  
の説明がなかった。もし説明をされていれば、新型コロナウイルス感染症に罹患した際に、  
自分は入院していた。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 募集人は、申立人および申立人母に対して、設計書等を用いて、払込保険料総額が満期保険金や解約返戻金の金額より多くなること、入院一時金が1日でも入院をすれば支払われることも含め、本契約の内容を説明した。

(2) 申込書等には、保険料額、満期保険金額が記載されている。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、募集時の経緯等を確認するため、申立人母および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。